



兵庫労働局発表
令和2年5月28日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部安全課

課長 谷本 俊江

広報担当官 濱田 一郎
(安全専門官)

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

令和2年度「全国安全週間」を7月に実施！

(本週間 7月1日～7月7日 (準備期間 6月1日～6月30日))

【スローガン】 「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

兵庫労働局(局長 荒木祥一)では、全国安全週間(7月1日から7月7日(準備期間:6月1日から6月30日まで))期間中、「安全衛生表彰」を実施します。また、今年度の死亡者数の急増と高齢労働者の被災者数の増加に歯止めを掛けるため、業界団体などに対して、“労働災害のない職場づくりに向けた労働局長メッセージ”を発信します。

今年度、兵庫労働局として実施する行事にあっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、多数の受賞者、来賓が集まる安全衛生表彰式の開催は中止し、「3つの密」になることを予防するため、安全パトロールも中止します。

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的とした取り組みを行う週間です。昭和3年に初めて実施されて以来、今回で第93回を迎えます。

厚生労働省において「全国安全週間実施要綱」が策定され、毎年7月1日から7月7日までが本週間で、その実効を上げるため、6月1日から6月30日までが準備期間となっております。

『全国安全週間実施要綱』に全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

開催形式の見直し、参加者の限定、延期や中止などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、事業者へお願いしていきます。

次の『3つの密』を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

密閉空間(換気の悪い密閉空間である)

密集場所(多くの人が密集している)

密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

全国安全週間（準備期間を含む）での主な取組

1 兵庫労働局長安全衛生表彰

【表彰対象】

安全衛生に関する水準が優秀で他の模範である事業場。
地域、団体の安全衛生の水準の向上発展に貢献をした個人。

受賞者には個別に授与します。

2 “労働災害のない職場づくりに向けた労働局長メッセージ”を発信します。

労働災害防止団体、関係事業者団体（約 200 団体）に向け、産業界全体に対して全国安全週間期間中の企業の労働災害防止活動の取組を要請します。

高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業 4 日以上死傷者のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加している状況及び傾向を踏まえ、今年度の全国安全週間スローガンにもあるように“高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現”に向け、全国安全週間実施要綱の実施事項の取組を求めるメッセージです。

3 転倒災害防止啓発用ポスターの配布

「転倒災害」は年々増加傾向にある災害の型であります。中でも 50 歳以上の労働者において、転倒災害で職場を 4 日以上休む傾向が高くなっています。

兵庫県内の職場において、高年齢労働者の転倒災害の発生状況を踏まえて、転倒災害防止対策を講じていただく啓発用として、兵庫労働局版の『転倒災害防止啓発用ポスター』を作成しました。

兵庫労働局ホームページにてダウンロードできます。

『全国安全週間実施要綱』



『全国安全週間リーフレット』



『チェックリスト』

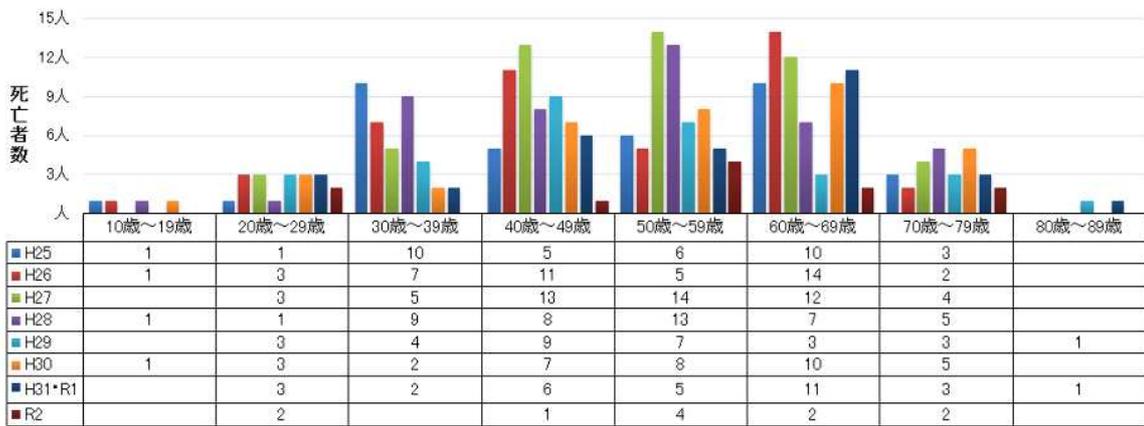


（添付資料）・「令和 2 年度全国安全週間実施要綱（本省版）」

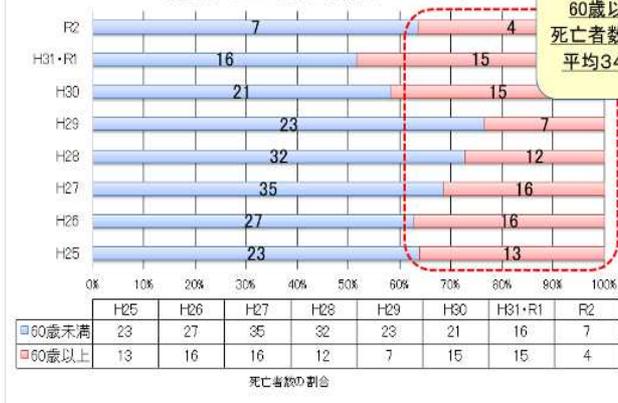
・「令和 2 年度全国安全週間リーフレット（本省版）」

【参考】労働災害の分析（死亡災害発生状況（平成25年から令和2年4月末日まで（7年4か月間）集計値））

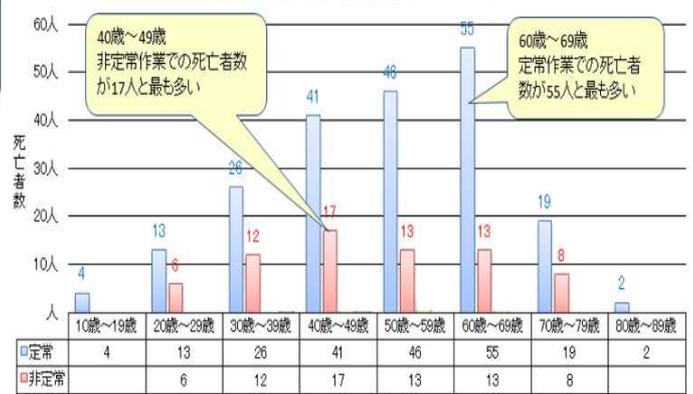
年別一年代別 死亡者数の推移(H25-R2.4)



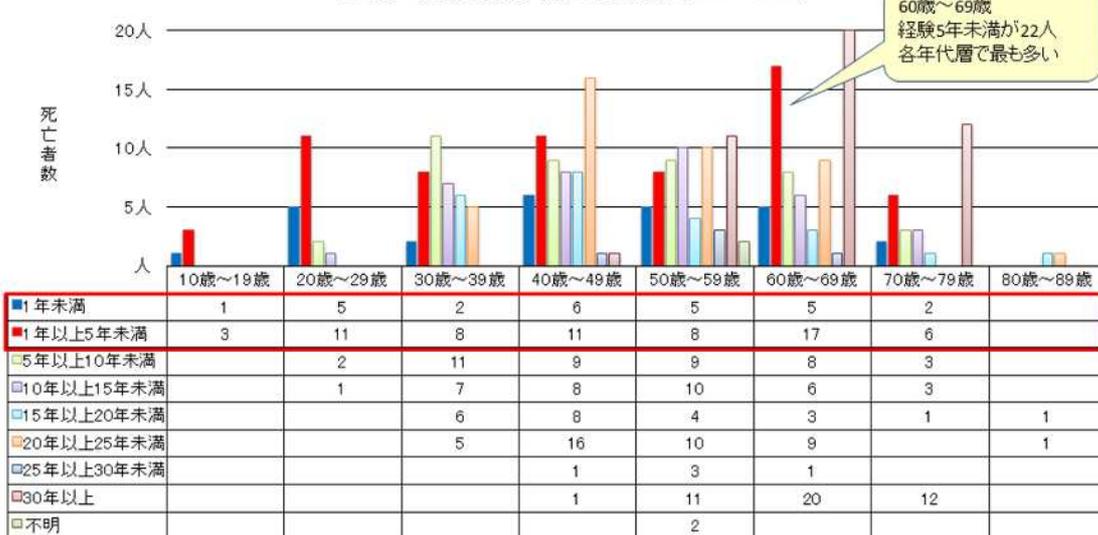
年齢別—死亡者数の割合(H25-R2.4)



年代別—定常別 死亡者数推移(H25-R2.4)



年代別—経験年数別 死亡者数推移(H25-R2.4)



出典 死亡災害速報

死亡災害の約3割超は60歳以上の労働者で、前年と今年では約5割が60歳以上となっています。

60歳～69歳の死亡者は、定常作業(日頃の作業)で死亡する割合が多い。

60歳～69歳の死亡者にとっては、経験年数5年未満が各年代層で最も多くなっています。

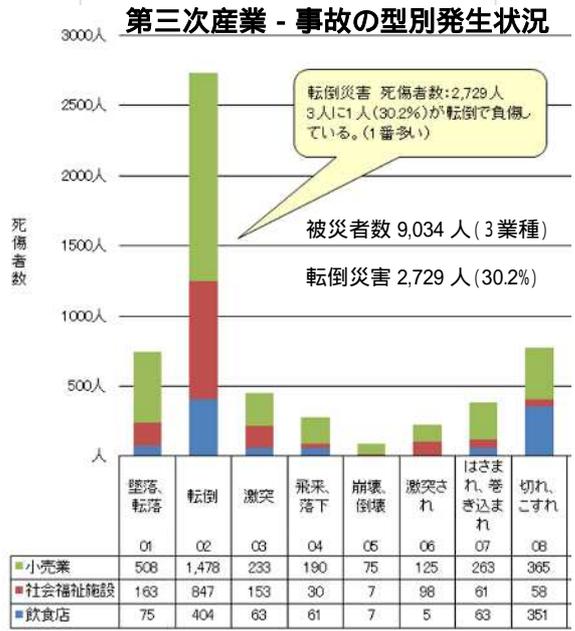
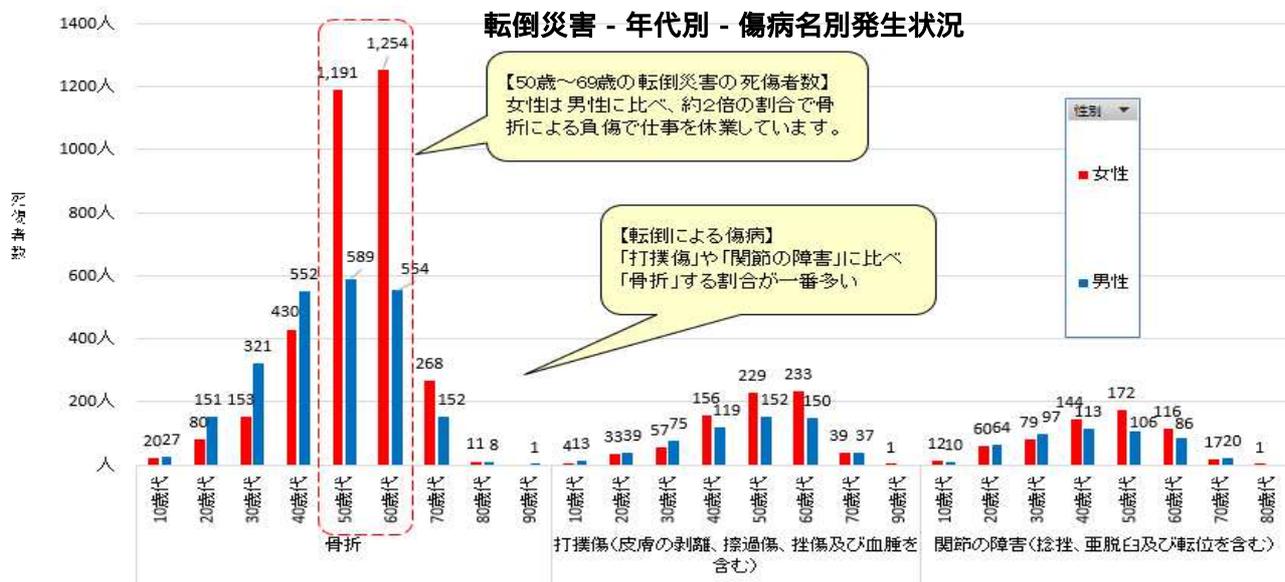
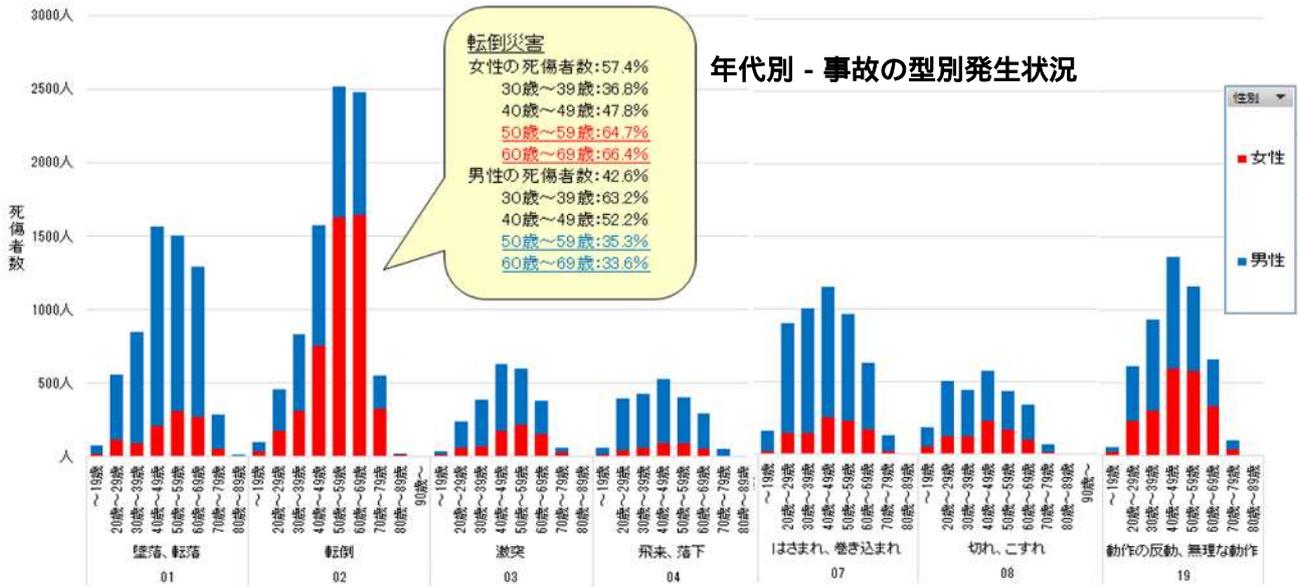
「年齢別就業者数」 (千人)

	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年
65歳以上	179	221	248	324
総数	2,650	2,720	2,623	2,722

	H14-H19	H14-H24	H14-H29
増加率	1.23	1.39	1.81

出典 兵庫県 就業構造基本調査結果

【参考】労働災害の分析（死傷災害発生状況（平成24年から令和元年まで（8年間）集計値））

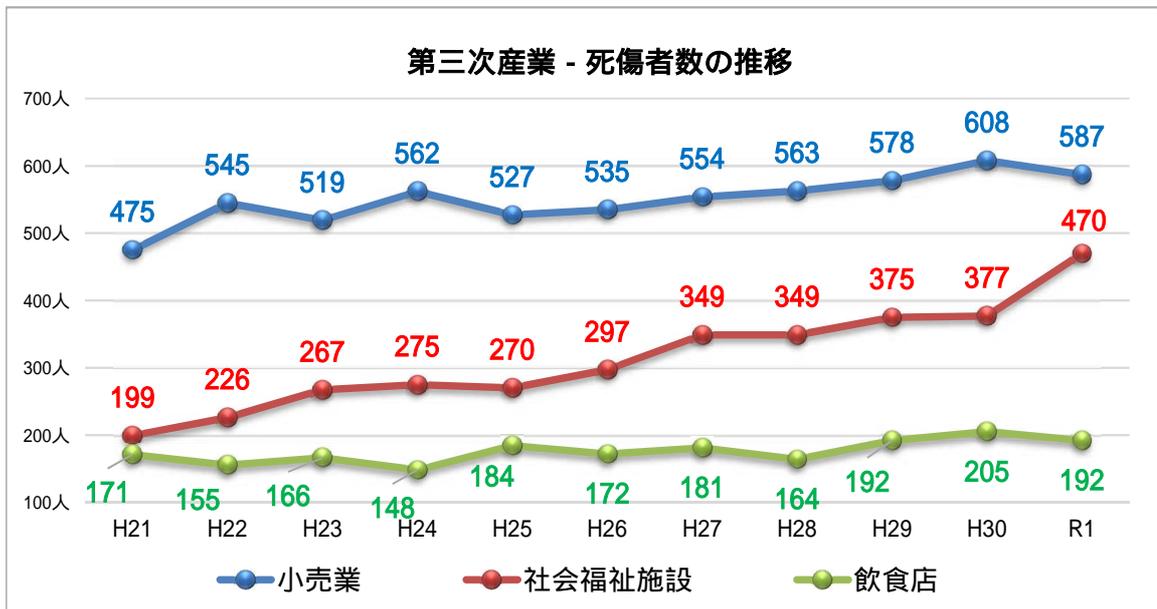
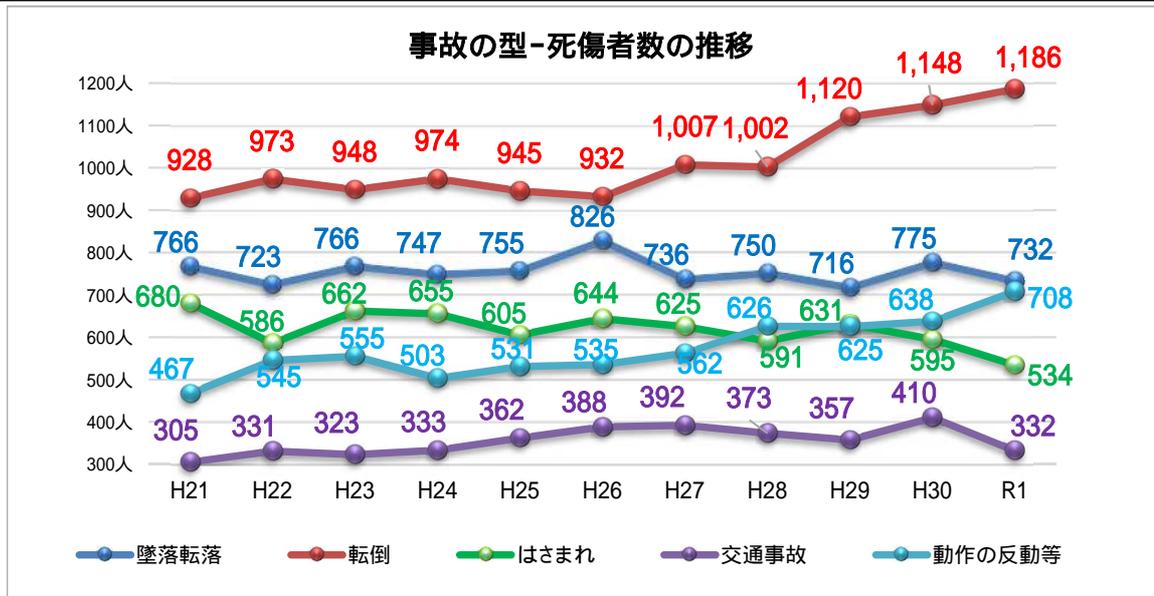
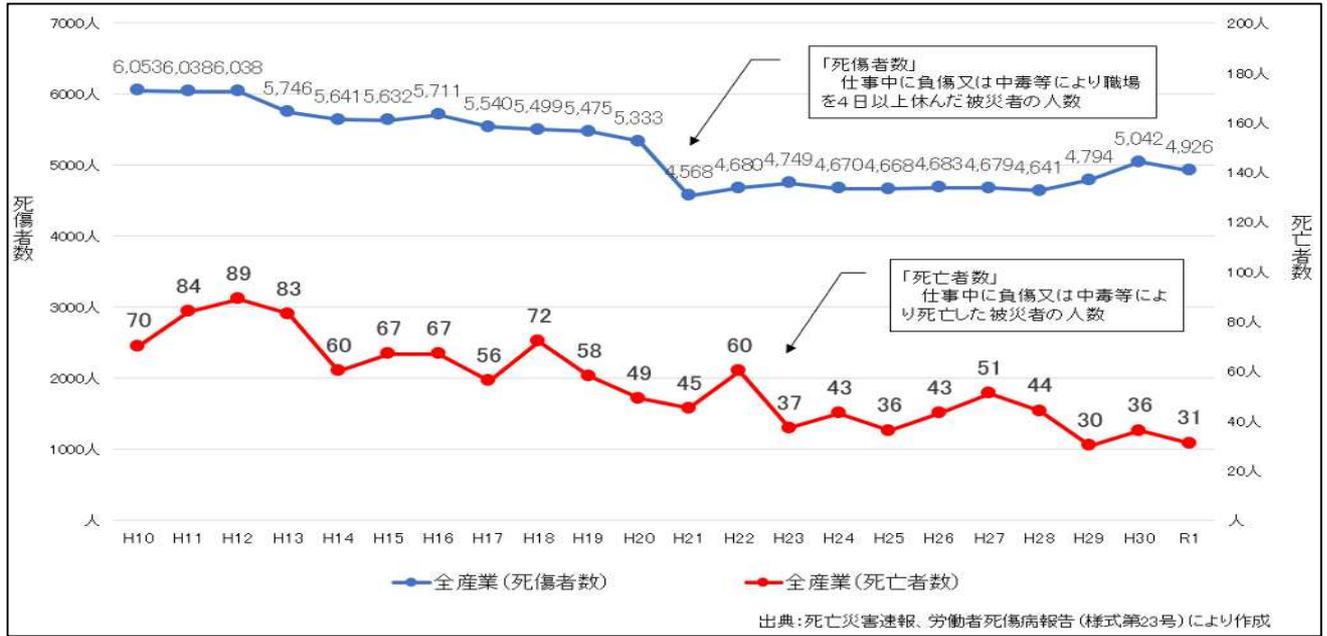


「転倒災害」のうち50歳～69歳の男女比で見ると、女性の死傷者数(負傷により職場を4日以上休業する人数)は、同年代の男性の約2倍となっています。

「転倒災害」で被災した場合、男女とも「骨折」となる傾向が高く、50歳～69歳では、女性は男性の約2倍の割合で「転倒による骨折」によって職場を休業しています。

その他、「転倒災害」は小売業、社会福祉施設、飲食店では最も多く発生する災害の「型」で、3人に1人の割合で発生しています。

【参考】労働災害発生状況



全国安全週間を迎えるにあたり 労働災害のない職場づくりに向けた労働局長メッセージ

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的とした取り組みを行う週間です。

昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられており、今回で第93回を迎え、事業場における自主的な安全管理活動を通じた労働災害の防止などに大きな役割を果たしています。

毎年7月1日から7月7日までが本週間で、その実効を上げるため、6月1日から6月30日までが準備期間となっております。

本年の兵庫県内の労働災害を見ますと、1月には県内の建設現場で4件の死亡災害が発生し、緊急決起大会や安全パトロールなど様々な取組を実施しましたが、その後も建設業、陸上貨物運送事業などで死亡災害が発生し、5月27日の時点において、既に全業種で13人（うち建設業7人）の労働者の尊い命が失われるという極めて憂慮すべき事態となっております。なかでも60歳以上の労働者が被災する割合が高く、このような発生傾向に歯止めを掛けなければなりません。

また、休業災害では、業種を問わず、年々転倒災害が増加し、特に50歳以上の被災が多く、男女比で見ると50歳から69歳までの女性が男性の約2倍被災しています。傷病別では転倒による骨折が多く、長期に職場を休まなければならない状況があるなど、転倒災害は決して軽く見てはいけない災害です。

近年増加している高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめとした、安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、誰もが安心して安全に働くことができる社会を実現するために、全国安全週間（準備期間を含む。）を契機として「全国安全週間実施要綱」の実施事項を踏まえ、各事業場の安全衛生活動を今一度総点検していただき、残留するリスクを放置することなく、確実にリスク低減措置を講じ、『許容できないリスクのない職場づくり』に努めていただきますようお願いいたします。

また、工場や店舗等を再開するときは、休止していた機械設備の再稼働、作業の準備などに点検や修理などの非常作業を伴うことがありますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にも配慮しつつ、安全確認の徹底をお願いいたします。

令和2年5月28日

厚生労働省 兵庫労働局
労働局長

荒木祥一

令和2年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置

(イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

(ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

(カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請

(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いいたします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いいたします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくようお願いいたします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いいたします。

チェックリストはこちら →



3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



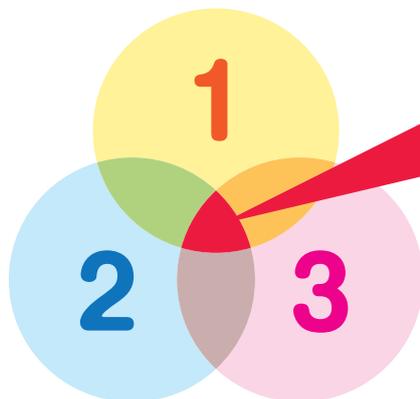
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



転倒災害は

最も多い災害です！

兵庫県内の転倒災害発生状況

事故の型別・死傷者数



**転倒災害は
10年間で1.3倍増！**
928人⇒1,186人

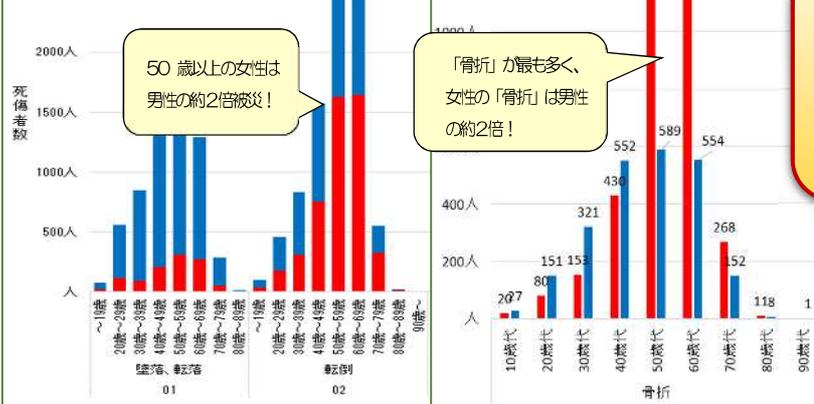
**高齢労働者の転倒災害
が増加しています！**



**高齢労働者に配慮した転倒災害
防止対策に取り組みましょう！**

※ 右下のQRコードで転倒災害防止対策の各種資料が見られます！

平成24年から令和元年(8年間の)死傷者数



50歳以上の女性は
男性の約2倍被災！

「骨折」が最も多く、
女性の「骨折」は男性
の約2倍！

職場の状況をチェックしてみましょう！

チェック項目	☑
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業場所に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所など標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p>つまずき</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	--	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

転倒災害プロジェクト
(職場のあんぜんサイト)

転倒・腰痛防止用視聴覚教材
(職場のあんぜんサイト)

